

発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案に対する意見書

2013年（平成25年）3月14日

日本弁護士連合会

はじめに

当連合会は、脱原発を速やかに行うことを求めており、福島第一原発事故後の2011年7月15日付けで「原子力発電と核燃料サイクルからの撤退を求める意見書」を取りまとめ、原子力発電所について「10年以内のできるだけ早い時期に全て廃止する。廃止するまでの間は、安全基準について国民的議論を尽くし、その安全基準に適合しない限り運転（停止中の原子力発電所の再起動を含む）は認められない。」との提言を行った。本件事故のような重大な人権侵害を生じる原発事故は、二度と起こしてはならないものであり、現在、原子力規制委員会において検討されている新基準はその目的を達成するためのものでなければならない。本意見書はそのような観点から原子力規制委員会が策定している基準の在り方について意見を述べるものである。

第1 意見の趣旨

1 安全基準策定のスケジュールについて

福島第一原発事故の事故原因を究明し、必要な改定を全て行い、改定安全指針類によるバックフィットを厳格に行うという基本方針を確立することが第一である。拙速な指針改定のタイムスケジュールを白紙に戻すべきである。

2 原子炉立地にかかる安全指針について

- (1) 万が一の事故が起きても周辺に放射線被害を及ぼさない立地条件を厳格に適用できる指針に改定すべきである。
- (2) 現実に発生した福島第一原発事故を踏まえて、仮想事故の評価方法を見直し、非居住区域、低人口地帯の範囲を広域なものに見直すべきである。
- (3) 立地評価の不合理性を改めずにシビアアクシデント対策の有効性評価に置き換えることは、形を変えた不合理な基準の策定にすぎない。立地指針に係る安全評価指針を改定すべきである。

3 安全設計・評価指針について

- (1) 設計基準事故の原因を内部事象に限定した安全設計評価を改め、自然現象等外部事象を原因とする設計基準事故評価をすべきである。

(2) 単一故障の仮定で安全性評価をすることでは不十分であり、共通原因故障を想定した安全基準を策定すべきである。

4 耐震設計審査指針について

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震を踏まえ、過去の歴史、地震にとられることなく、これまでの地震・津波に関する知見に基づき、可能な限り安全側に立って、耐震設計審査指針を根本から見直すべきである。

さらに、そのようにして想定した地震・津波を超える地震・津波が発生することがあり得るのであるから、さらに安全側に立った地震・津波を想定する指針を策定すべきである。

5 重要度分類指針について

地震時の共通原因故障発生を踏まえ、重要度分類指針を見直すべきである。外部電源は、その信頼性を向上させるために、重要度分類クラスⅠ、耐震性能Sクラスにすべきである。また、重大事故時の対応上必要な構築物、系統及び機器全体を、重要度分類クラスⅠ、耐震性能Sクラスに格上げすべきである。

6 シビアアクシデント（過酷事故）対策について

(1) 必要と考えられるシビアアクシデント（過酷事故）対策は全て必要であり、そのシビアアクシデント（過酷事故）対策がなされていない原発は再稼働させないことを明記すべきである。

(2) 安全確保のための安全指針として第一に重要なのは、「放射性物質の環境への多量の放出を確実に防止する」という3層までの安全規制である。したがって、設計基準事故の対象を拡大して安全指針を強化すべきである。

第2 意見の理由

1 安全基準策定のスケジュールについて

(1) 新基準策定のスケジュールを見直すべきである

福島第一原発事故（以下「本件事故」という。）で明らかになったのは、地震・津波の対策が不十分であったという事実だけではなく、日本の原子力安全規制全体が世界から数十年単位で取り残されていたという事実である。

従来の指針類は、質・量ともに欧米の水準には遠く及ばないものであった。巨大複合機械で重大な潜在的危険性を有する原子力発電所の安全性を「世界最高水準」にまで高めるために必要不可欠な指針類の改定が、わずか1年程度で行えるはずがない。そして指針類の一つである2006年9月19日付け耐震設計審査指針は、2001年7月に調査審議を開始し、改定に約5年の歳月を

要している。したがって、全ての指針を全面的に改定するには長期間を要することは明白であり、現在の策定スケジュールでは絶対的に時間が不足していることは明らかである。

必要な改定はそれに見合う必要な時間をかけて行うという基本方針を確立し、拙速な指針改定のタイムスケジュールを白紙に戻すべきである。

(2) 新安全基準案の全体像を提示して意見を求めるべきである

原子力規制委員会設置法に係る法改正により、これまで原発に関する規制が、原子炉等規制法と電気事業法に分かれていたが、これを原子炉等規制法で統一して規制することになった。

旧安全基準体系は、原子炉等規制法、安全指針類、電気事業法、省令62号、エンドースされた学協会規格で規制されていた。原子力施設に関する安全審査は、法令上、明確に位置付けられているものではないが、原子力安全委員会などが定めた「施設の種類」、「規制の分野」、「規制のレベル」にかかる約60に及ぶ安全指針類が判断の基準として使用され、実施されてきた。

原子力発電所に関しては、立地場所の適否を判断するための「原子炉立地審査指針」（以下「立地審査指針」という。）、設計の妥当性の判断基準を示した「安全設計審査指針」、事故などの際の安全性を確認するための「安全評価に関する審査指針（以下「安全評価審査指針」という。）、放射性物質の放出に関する基準を定める「施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標指針」という。）の4つの基本的な指針があり、安全設計審査指針及び安全評価審査指針の基礎となる重要度分類評価指針、安全設計審査指針中の耐震安全性に係る内容を具体化した耐震設計審査指針などがある。

今回、原子力規制委員会新安全基準検討チームで検討され、意見募集されたのは、上記の重要な指針のうち、安全設計審査指針に係る基準と、安全評価審査指針の一部に係る基準、耐震設計審査指針に係る基準、そして新たに策定するシビアアクシデントに係る基準にすぎない。立地審査指針、安全評価審査指針の残余の部分及び、重要度分類指針は手つかずであり、また、上記省令62号や膨大な学協会規格の取扱いも示されていない。

原子力規制委員会は、統一的に原発の安全性を確保することが求められており、その職務遂行のために必要な安全基準は、全体が明らかにされなければ果たして安全確保に遺漏がない基準か否かの判断をすることができない。新基準の是非を判断できるように、安全基準の全体像を明らかにして意見募集すべきである。

2 原子炉立地にかかる安全指針について

(1) 不適立地が確実に排除できる指針に改定すべきである

立地審査指針は、立地場所の原則的条件として、

- ① 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。
- ② 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。
- ③ 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。

を求めている。これは、原子炉の立地場所の適否の判断条件として、万一の事故の場合でも公衆の安全を確保できることを明らかにしたものといえる。

しかしながら、当該場所が安全な立地場所としての条件を備えているか否かを具体的に判断するためには、「大きな事故」とはどのような事故か、「誘因となる事象」とはどのような事象か、「過去」とはどの範囲を指すのか、また、「将来においてもあるとは考えられない」とは、どのようにして判断するのかが明らかにされていなければならない。

本件事故で、福島第一原発は、例えば869年の貞観地震のように、過去において大きな事故の誘因となるような事象があり、東北地方太平洋沖地震のように、将来において大きな事故の誘因となるような事象が発生する立地場所に設置されていたことが明らかになった。このように、不適地であることが見逃されてきたのは、現行立地審査指針ではこれらの内容が定められていなかったからである。

立地審査に当たっては、立地が不適地であるかどうかを適切に判断できるより具体的な指針の策定が不可欠であるが、今回の改定では、この点について、何ら改定案が示されていないのは、新安全基準の重大な欠陥である。

(2) 過小な事故想定を改め、少なくとも、福島事故を踏まえた原子炉と公衆の離隔達成目標を定めるべきである

立地審査指針では、原子炉と公衆の隔離のための目標として、

- a 敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故（以下「重大事故」という。）の発生を仮定しても、周辺の公衆に放

射線障害を与えないこと

b 重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故（以下「仮想事故」という。）の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと

c 仮想事故の場合には、集団線量に対する影響が十分に小さいこと

という要件が掲げられている。そして、この目標達成のために、重大事故の場合を想定して非居住区域を設け、仮想事故の場合を想定して非居住区域の外側に低人口地帯とすること、原子炉施設が人口密集地帯からある距離だけ離れていること、という隔離要件が定められてきたが、我が国の原子力発電所のほとんど全ての場合、この「非居住地域」及び「低人口地帯」は原子炉施設の敷地内で確保されていると解釈されてきた(安全審査指針の体系化について2003年2月原子力安全委員会)。

しかしながら、本件事故では、福島第一原発の敷地境界における、福島事故後1年間の積算線量が、非居住区域や低人口地帯の放射線量の「めやす線量」とされてきた量をはるかに超えていた。すなわち、これまでの重大事故や仮想事故の想定が極めて過少であったことが明らかになったものである。

立地審査指針にいう「重大事故」及び「仮想事故」は、安全評価審査指針で規定されているが、安全評価審査指針において過少な事故想定がとられたのは、第一に、仮想事故で想定されている事故例が、BWRでは原子炉冷却材喪失、主蒸気管破断の二つだけであり、PWRでは、原子炉冷却材喪失、蒸気発生器伝熱管破断の二つだけ、というように限定され、第二に、放射性物質が外部に放出しないように安全設備が働くといった、放射性物質の放出が抑えられるとの仮定が置かれていたためである。

本件事故では、格納容器が破損し、水素爆発にとどまらず、使用済燃料プール核爆発の可能性も指摘されている。よって、本件事故を踏まえ、安全評価審査指針における重大事故、仮想事故の過小評価を改めた上で、原子炉立地評価を、少なくとも本件事故を想定したものに改定すべきである。

(3) 立地評価の誤りをシビアアクシデント対策にすり替えてはならない

上記検討チームの第9回会合(2013年1月11日)において、立地審査指針の離隔要件につき「仮想事故を、原子炉格納容器の性能評価に際しての想定事故とし、シビアアクシデント対策の有効性評価により対応する」と整理する案が提出された。シビアアクシデント対策の有効性評価とは、格納容器損傷に至る事故を想定し、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、使用済み燃

料プールにおける燃料損傷防止対策及び停止中の原子炉における燃料損傷防止対策の有効性を評価するもので、これが有効と評価されれば、立地場所における離隔要件が満たされることになるというものである。

立地審査指針における離隔要件は、万が一の事故が起きても、周辺公衆に著しい放射線障害を与えないために離隔を求めて安全を確保しようとするものである。事故対策によって事故の影響を少なくすることで離隔要件を満足させることができるという考えは、立地審査指針の本来の目的をないがしろにし、新たな安全神話を生み出すものである。

3 安全設計・評価指針について

- (1) 現行の安全評価の対象を原子炉施設の内部事象に限定せず、自然現象や外部からの人為事象も含めた安全評価がなされるべきである。

現行の安全評価指針は、異常状態の解析、評価を行って、運転時の異常状態においても安全性が確保されるか否かを確認すること（安全設計評価）と、原子炉の立地条件の適否を判断する上で使用されている「重大事故」「仮想事故」を想定して立地審査指針における離隔要件を満たしているか否かを確認すること（立地評価）を目的としている。安全設計評価においては、運転時の異常状態においても、原子炉施設の構築物、系統及び機器が所定の機能を果たし安全を確保することを求めるものである。

立地評価における「重大事故」とは、安全設計評価における「事故」の中から放射性物質放出の拡大の可能性のある事故であり、「仮想事故」とは「重大事故」として取り上げられた事故について、より多くの放射性物質の放出量を仮想した事故を想定したものである。

重要な問題は、安全設計評価における「評価すべき範囲」とは、「運転時の異常な過渡変化」と「事故」であるが、現行の審査指針では、対象となる事象とは、原子炉施設内のいわゆる内部事象のみとされ、自然現象あるいは外部からの人為事象は含まれていない。本件事故は自然現象による事故であったことをみても、外部事象を含めるべきである。

しかるに、新安全基準検討チーム第2回会議において、「設計基準の定義については、今回の設置許可基準の策定作業において見直すことはせず、従来どおりの定義とする」として、上記の安全設計評価指針の解説を掲げており、「その原因が原子炉施設内にある、いわゆる内部事象をさす」ことを変更していない。このような今回の新安全基準案は、旧来のまま事故原因を内部事象に限定して、その結果単一故障の仮定で安全評価をすればよいとする

もので、本件事故の知見を取り入れないものというほかない。

- (2) 単一の原因による故障を前提とするのではなく、多数の機器に同時に影響を及ぼし、一つの安全機能にかかる全ての機器がその機能を失うことを仮定した安全評価がなされる必要がある

安全設計審査指針の第9では、「信頼性に関する設計上の考慮：重要度の特に高い安全機能を有する系統は、その系統を構成する機器の単一故障の仮定に加え、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できる設計であること」とされている。

しかしながら、現行安全評価審査指針では、想定する事故原因は内部事象に限定し、それは具体的には、おおむね「重要度分類指針」にいう異常発生防止系（PS）に属する系統、機器等の故障、破損あるいはこれにかかる運転員の誤操作等とされ、これらのうちから、原子炉施設の安全設計とその評価にあたって考慮すべきものとして抽出された「設計基準事象（DBE）」と、これに関連する主として異常影響緩和系（MS）に属する系統、機器等の動作の状況、電源の状況等を組み合わせたものが、安全設計評価における「評価すべき事象」とされ、安全機能については単一故障指針をとり、異常状態に対処するために必要な機器の一つが単一の原因によって所定の安全機能を失うことが仮定されてきた。

しかしながら、自然現象を原因とする事故であれば、多数の機器に同時に影響を及ぼすのであるから、異常状態に対処するための機器の一つだけが機能しないという仮定は非現実的であり、一つの安全機能にかかる全ての機器がその機能を失うことを仮定して安全評価がなされる必要がある。

新安全基準検討チームでも、第4回会議において、「共通要因による機能喪失が、独立性のみで防止できる場合を除き、その共通要因による機能の喪失モードを特定し、多様性を求めることを明確にする」として共通要因故障の一部を設計基準に取り入れる方針であり、第6回会合で「ただし、共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない場合には、その共通要因又は従属要因による機能の喪失モードに対する多様性及び独立性を備えた設計であること」という骨子案が検討されていた。しかしながら、今回の意見募集においては、共通要因故障が設計基準に取り入れられていない。

4 耐震設計審査指針について

- (1) 現行耐震設計審査指針の問題点

東北地方太平洋沖地震により安全機能が重大な影響を受けたのは、耐震設

計審査指針が機能しなかったからである。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 中間とりまとめ」（2011年6月26日）では、東北地方太平洋沖地震は、過去数百年間の地震では確認できなかった地震であり、このような地震を想定できなかったことは、従来の想定手法の限界を意味していると述べ、「南海トラフの巨大地震モデル検討会 中間とりまとめ」（2011年12月27日）では、「地震・津波対策専門調査会の報告にあるとおり、今回の東北地方太平洋沖地震は、我が国の過去数百年間の資料では確認できなかった巨大な地震であり、過去数百年間に発生した地震・津波を再現することを前提に検討する従前の手法には限界がある。さらに、過去千年間程度より前に発生した869年の貞観地震のものと考えられる東北地方太平洋沖地震発生前の津波堆積物調査に基づいて推定された津波波源域及び地震の規模は、東北地方太平洋沖地震よりかなり小さかった（宍倉2011）（佐竹他2011）。このことは、現時点の限られた資料では、過去数千年間の地震・津波の記録だけに基づく地震・津波の震度分布・津波高の推定は難しく、仮にそれを再現したとしても、それが、今後発生する可能性のある最大クラスの地震・津波であるとは限らないことを意味している」と述べ、これまでの地震・津波の想定のお考え方が根本的に間違っていたことを認めている。

現行の耐震設計審査指針（2006年）は、耐震設計用の地震動の策定において、「残余のリスク」（策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、施設から大量の放射性物質が放散される事象が発生すること、あるいはそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすこととのリスク）が存在するとして、「施設の設計に当たっては、策定された地震動を上回る地震動が生起する可能性に対して適切な考慮を払い、基本設計の段階のみならず、それ以降の段階も含めて、この「残余のリスク」の存在を十分認識しつつ、それを合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである。」というもので、「合理的に実行可能な限り」という限定付きの努力目標にすぎなかった。

(2) 現在の耐震設計審査指針において要求されている「不確かさの考慮」を厳格に適用できるように具体的な基準を策定すべきである

① 現実の耐震性評価で、安全側に不確かさが評価されるために、具体的に以下の2点を基準に盛り込むべきである。

a 地震動の想定において、平均像のみで想定をしないこと。仮に平均像

によって想定した場合であっても、さらに応答スペクトルに基づく手法、強震動予測の手法、地震動伝播過程を含む地震動想定 of 全過程において、不確かさを最大限安全側に見込んだ想定を行うこと。

b 震源を特定せず策定する地震動について、断層モデルによって検討する方法につき、想定する全ての断層モデルのうち、敷地にもっとも影響を与えるモデルを選定して、地震動を想定すること。その際にも用いる手法における不確かさを十分に考慮すること。

② 地震・津波の基準骨子案でも、現行の残余のリスクに関する記述と同じ記述がなされている。危険な地震・津波による影響を排除するためには、なすべきことは全て行うべきであり、「合理的に実行可能な限り」という逃げ道を残すべきではない。また、残余のリスクを極力なくすことは「努力」目標ではなく、基準とすべきである。

そのためには、少なくとも、

a 残余のリスクを極小にするための実証的方針を立てることと

b 実証的アプローチでは少なく出来ないリスクに対応するために、巨大地震・津波を想定すること

が必要である。

具体的には例えば

- ・調査範囲を原子炉敷地から半径30kmからさらに延長する。
- ・想定した震源域内のパラメータを可能な限り厳しくした想定をする。
- ・地震動の想定において、平均像のみによって想定せず、最大の地震動を想定する。
- ・その他これまでの地震・津波に関する知見に基づき、可能な限り安全側に則った地震・津波を想定する指針を策定すべきである。

そのようにしてもそれを超える地震・津波が発生することがあり得るのであるから、さらに安全側に立って最大限の地震・津波を想定して、安全性が確保できることを求める指針を策定すべきである。

また、今回、活断層について活動時期を過去40万年前以降とすることで検討がなされていたのに、意見募集案では原則12～13万年前に変更されたのは、aの方針に反するものである。

5 重要度分類指針について

(1) 現状の重要度分類

重要度分類とは、原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能

(安全機能) について、安全上の見地からそれらの相対的重要度を定め、これらの機能を果たすべき構築物、系統及び機器の設計に対して、適切な要求を課すための基礎を定めることを目的とするものである。

安全機能の性質に応じて、P S (Prevention System:異常発生防止系) とM S (Mitigation System:異常影響緩和系) に分類され、P Sは、その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もって一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるというものであり、M Sは、原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するものというものである。

さらに、P SとM Sに属する構築物、系統及び機器を、その重要度に応じて3クラスに分類し、設計上考慮すべき信頼性の程度を区分している。クラス1は、合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス2は高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3は一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することを目標とする。

本件事故で、福島第一原発の外部電源は、地震の揺れで鉄塔倒壊、配電盤損傷等により全て喪失した。東海第二原発でも地震によって全ての外部電源を喪失した。外部電源は、「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器が、その機能を達成するために電源を必要とする場合においては、外部電源又は非常用所内電源のいずれからも電力の供給を受けられる設計であること」(安全設計審査指針4.8.電気系統)とされているとおり、非常用電源と並列的にいずれかからの電気が供給される設計が要求される重要な系統である。

現に、非常用電源系統は、重要度分類指針のクラス1、耐震性能をSクラスに位置付けられていた。

ところが、外部電源は、重要度分類指針では、「P S-3 (クラス3) に分類され、異常状態の起因事象となるものであって、P S-1 (クラス1) 及びP S-2 (クラス2) 以外の構築物、系統及び機器」に分類され、耐震設計上の重要度分類においても、Sクラス、Bクラス、Cクラスの分類のうち、最も耐震強度が低い設計が許容されるCクラスに分類されているが、原子力安全委員会も、外部電源の扱いに瑕疵があったことを認めていた。

(2) 外部電源などの重要度を格上げすべきである

原子力規制委員会では、いまだ重要度分類指針案は策定されていない。しか

し、本件事故で、外部電源が地震の揺れによって喪失したことは明らかであり、かつ、外部電源が重要な施設であることは明らかである。

よって、外部電源は重要度分類指針のクラス1、耐震設計上の重要度分類のSクラスに格上げし、合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、維持しなければならない。

また、地震時の共通原因故障発生を踏まえ、重要度分類指針を見直し、非常用電源系統だけでなく、原子力発電所緊急時対策所、通信連絡設備、安全避難通路等重大事故時の対応上に必要な構築物、系統及び機器全体については、重要度分類指針のクラス1、耐震性能をSクラスに格上げすべきである。

6 シビアアクシデント(過酷事故)対策について

(1) シビアアクシデント(過酷事故)対策が講じられていない原発の再稼働は認められない

2011年10月に原子力安全委員会はシビアアクシデント(過酷事故)対策を自主的取組とした1992年決定を取り消し、また、2012年6月に改正された原子炉等規制法では設置許可基準として「その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」(同法43条の3の6第1項3号)と規定し、シビアアクシデント対策が原子炉設置者の自主規制から、法規制に転化することになっている。

今回の新安全基準骨子案では、シビアアクシデント対策として可搬設備、恒設設備、特定安全施設が要求されているが、これらは、シビアアクシデント対策として必要と考えられているのであるから、全原発にこれら全てを要求すべきである。

新安全基準検討チーム会議において、更田委員が個人的見解として、全てを要求すると対策完了までに3、4年かかり、その期間運転しなかった原発を再稼働させることは安全上問題があるので、原発を稼働させないというなら別だが、そうでないならば、段階的に対策をとればいいとする旨の発言をし、恒設設備については「更なる信頼性向上のため」という修飾語が付され、更田委員の発言と符合するともとれる規定の仕方になっている。シビアアクシデント対策として必要であるのに、原発の稼働を大前提として対策を先送りすることが許されないことはいうまでもない。

東京電力が、設置された高さを超える津波想定を認識しながら、対策を先送

りしてその結果今回の事故に至ったことを考えれば、シビアアクシデント対策の実行に段階を設けることがどれほど危険なことであるかは容易に理解できるはずである。

(2) 多重防護の思想

多重防護の思想は、多重防護で安全が確保されると考えるべきではなく、多重防護をしなければ、直ちに危険が現実化すると考えるべきである。

福島原発以後、日本はこれまでは3層までの安全規制をしていなかったが、5層までの安全規制をしなければならないといわれている。①異常の発生を防止する。②何らかの原因によって異常が発生した場合でも、それが拡大することを防止する。③異常が拡大してもなお放射性物質の環境への多量の放出という事態を確実に防止する。これが本件事故以前にいわれていた3層の多重防護である。さらに、④シビアアクシデント(過酷事故)対策、⑤防災指針を作るとされている。

しかし、5層まで作れば安全ということではない。いずれの層も破られることを前提に考えられており、5層まで安全策を講じないと、リスクが直ちに現実化するということである。

そして、安全規制で重視しなければならないことは、放射性物質の環境への多量の放出を確実に防止するという3層までの安全規制である。

この改定をしないで、その結果発生する重大事故はシビアアクシデント(過酷事故)対策で対応するという考え方は誤りであり、そのような構造の安全指針では原子炉の安全は確保されない。よって、設計基準事故の対象を拡大して安全指針を強化することがまず必要である。

以上